



知っていますか？

## 日進市自治基本条例のコト。

～まちづくりの主役はみなさんです～

まずは、「市制施行20周年記念 日進市自治基本条例検定」にチャレンジ！

全問正解された方は、「市民自治力」七つ星 ☆☆☆☆☆☆☆ です。

Q1 日進市自治基本条例が制定されたのは、いつ？

- ①平成6年10月1日（日進市制施行と同じ日）
- ②平成19年4月1日
- ③これから制定する。

Q2 日進市自治基本条例が制定された背景にあるのは、次のどちらの考え方？

- ①地方分権
- ②中央集権

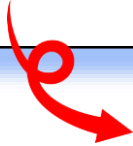
Q3 日進市自治基本条例でいう「市民」に含まれるのは、次のうちのどれ？

（複数回答）

- ①市内に居住する者
- ②市内で学ぶ者
- ③市内で働く者
- ④市内で事業を営むもの
- ⑤市内で活動を行うもの

Q4 日進市における自治の基本原則は、次のうちのどれ？（複数回答）

- ①平等な社会
- ②市民主体の自治の推進
- ③自立した自治体
- ④協働の原則
- ⑤市民の信託による市政
- ⑥男女共同参画の原則
- ⑦情報共有の原則



検定の答えはウラに

## 日進市自治基本条例は、このまちの最高規範

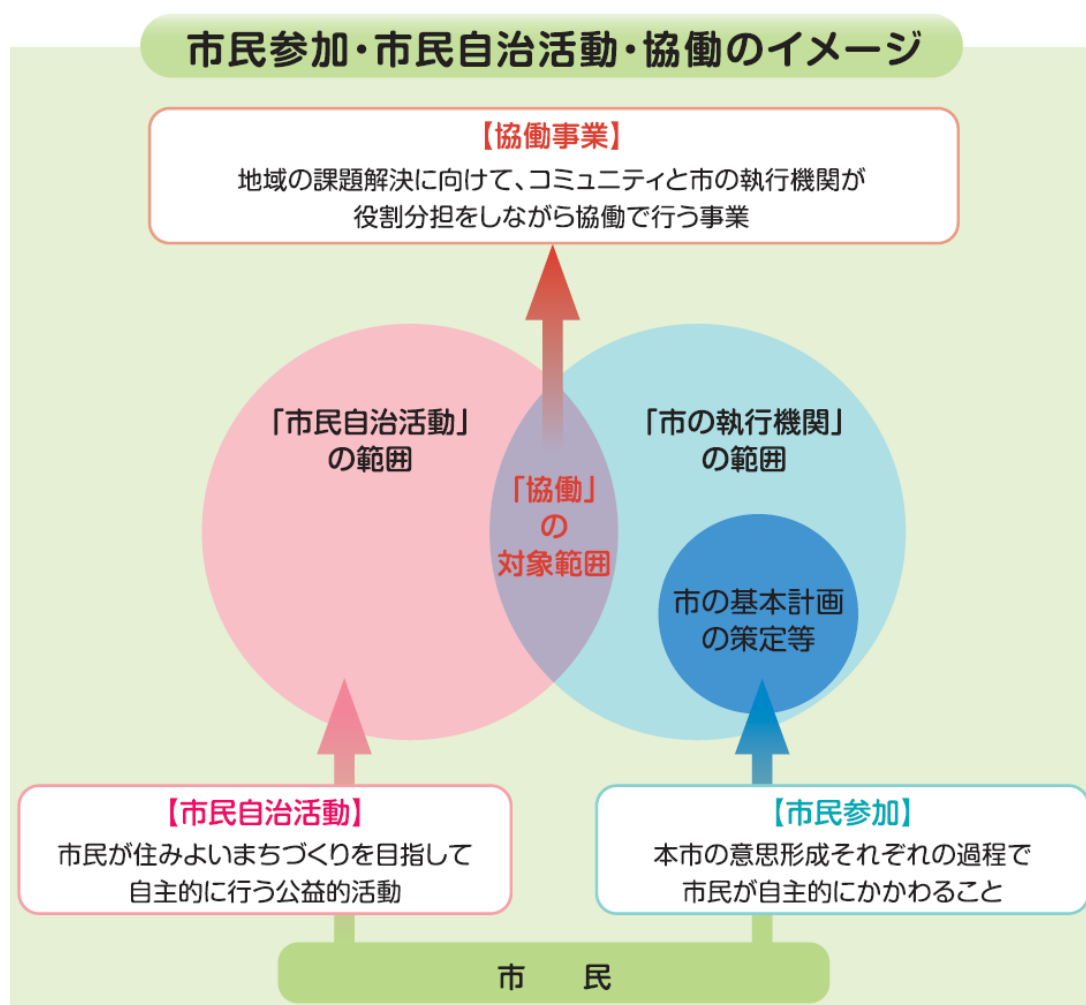
日進市自治基本条例は、このまちを、まちに関わる全員の手で育てていくための、もっとも基本的なルールです。自治体運営の全般にわたって、その基本となる理念や原則等が定められています。

市民、市議会、行政はそれぞれの役割と責務をもって、「市民主体の自治」を推進していきます。

## 市民主体の自治 = 「市民参加」 + 「協働」 の二本柱

市民主体の自治は、市政に関わる政策等の立案などに市民が自主的にかかる「市民参加」と、NPO・住民自治組織による市民自治活動を通して、市等と一緒に課題解決に取り組んでいく「協働」の二本柱によって推進されます。

市民参加と協働、市民自治活動の関係を図にすると下のようなイメージになります。



(日進市市民参加及び市民自治活動条例パンフレットから抜粋)

「日進市自治基本条例検定」の答え Q1 : ② Q2 : ① Q3 : すべて Q4 : すべて

日進市 企画部 企画政策課

電話 0561-73-3176 F A X 0561-73-8275 Eメール [seisaku@city.nisshin.lg.jp](mailto:seisaku@city.nisshin.lg.jp)